

キセル乗車と電子計算機使用詐欺罪の成否

【文 献 種 別】 判決／名古屋高等裁判所

【裁判年月日】 令和 2 年 11 月 5 日

【事 件 番 号】 令和 2 年（う）第 141 号

【事 件 名】 道路交通法違反、電子計算機使用詐欺被告事件

【裁 判 結 果】 破棄自判（上告）

【参 照 法 令】 刑法 246 条の 2

【掲 載 誌】 判例集未掲載

◆ LEX/DB 文献番号 25567115

立命館大学教授 松宮孝明

事実の概要

本判決は、被告人が、無免許運転のほか、乗車駅での入場情報を読み取らない仕組みとなっている自動改札機でのキセル乗車について、電子計算機使用詐欺罪の成立を否定した第一審判決¹⁾を事実誤認として破棄し、同罪の成立を認めたものである。

その「罪となるべき事実」は、「被告人は、平成 29 年 8 月 30 日午後 10 時頃、名古屋市……所在の近鉄名古屋駅から 150 円区間有効の乗車券を使用して同駅に入場して、同駅で近鉄名古屋線伊勢中川行き急行列車に乗り、近鉄伊勢中川駅で近鉄山田線宇治山田行き普通列車に乗り換え、三重県……所在の近鉄松阪駅に到着した際、同日午後 11 時 42 分頃、必要な精算手続を行わないまま、近鉄松阪駅が JR 松阪駅と共同利用している JR 松阪駅の改札口に設置してある旅客の乗車事実に関する事務処理に使用する電子計算機である自動改札機に対し、近鉄高田本山駅から近鉄松阪駅までの間の有効な定期券又は JR 多気駅から JR 松阪駅までの間の有効な定期券を投入し、自己が近鉄高田本山駅から近鉄松阪駅までの間又は JR 多気駅から JR 松阪駅までの間から乗車して近鉄松阪駅で下車するとの虚偽の情報を読み取らせて同自動改札機を開扉させることにより同改札口を通過して出場し、よって、近鉄名古屋駅から近鉄松阪駅までの正規運賃との差額 790 円の支払を免れ、もって虚偽の電磁的記録を人の事務処理の用に供して財産上不法の利益を得た。」（下線筆者）というものである。

判決の要旨

1 「原判決は、本件自動改札機が入場情報を判定対象としていないことをもって、入場情報は、本件自動改札機の手務処理システムにおいて予定されている事務処理の目的に含まれないと認定した」が、「自動改札機による当該事務処理システムを管理、利用して財産権の得喪又は変更に係る事務処理を行っている主体である近鉄が、改札口を設け改札業務を行うのは、旅客営業規則に定めた正規の運賃を徴収するためであるから、自動改札システムの目的が、有効適切な区間の乗車券や磁気定期券による有効適切な乗車か否かを判断することにあるとみるのが合理的」であり、「本件自動改札機における事務処理の手順をみても、……乗車駅と下車駅との間の正規の運賃が支払われた正当な乗車か否かを判定しているとみてよく、自動改札機による事務処理システムにおいて旅客の入場情報をその判定対象から除くということはおおよそ想定できないはず」なので、「ここでいう『当該事務処理システムにおいて予定されている事務処理の目的』とは、本件自動改札機の手務処理システムが予定する事務処理の目的、すなわち、乗車駅と下車駅との間の正規の運賃が支払われた正当な乗車か否かを判定して出場の可否を決することを指すのであり、本件自動改札機の手務処理の現状だけをもって事務処理の目的が決まるわけではない。」

2 自動改札機に関する専門家である e 証人は「フェアシステム K 未導入機²⁾では入場情報

が出場の判断には用いられていないと述べたり、入場情報は『処理』の対象とはなっていない」と述べたりしているが、「それはフェアシステムK未導入機が入場情報を判定対象としていないという機能的な制約について述べているに過ぎず、それ以上に、本件自動改札機における事務処理の目的に入場情報が含まれていないとまでは述べていない。」同証人が「フェアシステムK未導入機でも、乗車区間外の駅から入場したりあるいは乗車区間外の駅で出場することは許されないと述べている」ことから、「本件自動改札機は、機能的には入場情報を判定の考慮要素とはしていないもの」の、旅客が入場情報を偽ることは許していないと述べたものと解するのが自然である」から、同証人が「松阪駅の本件自動改札機における事務処理の対象に入場情報は含まれていない旨述べたと評価した原判決の認定は、本件自動改札機の手務処理対象に入場情報が含まれていないとのe証言を文字通りに解し、したがって、本件自動改札機の手務処理システムが予定している手務処理の目的にも入場情報は含まれていないと判断したものと解さざるを得ないが、このような判断はe証言の証言趣旨を正解しなかった結果であり、到底是認できない。」(下線筆者)

判例の解説

一 本判決の意義

本判決は、乗車駅の入場情報を読み取らない自動改札機が設置されている下車駅での「有効な定期券を投入」することによるキセル乗車に電子計算機使用詐欺罪を認めたものである。それも、本件下車駅に設置されている自動改札機が「入場情報を判定対象としていない」にもかかわらず、被告人が「近鉄高田山本駅から近鉄松阪駅までの間又はJR多気駅からJR松阪駅までの間から乗車して近鉄松阪駅で下車する³⁾」との虚偽の情報を読み取らせ」たと認定して、である。

端的に言えば、本判決は、自動改札機に繋がられている電子計算機に「虚偽の電磁的記録」が現実には供されていないとしても、その行為がシステムの設置者の許容しないところであり、かつ、自動改札システムの目的が有効適切な乗車か否かを判断することにあるのであれば、電子計算機使用詐欺罪の成立を認めてよいというのである。

二 鉄道営業法による規律との関係

1 ところで、鉄道営業法29条は「鉄道係員ノ許諾ヲ受ケシテ左ノ所為ヲ為シタル者ハ五十円(罰金等臨時措置法2条1項により2万円)以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス」とし、その第1号に「有効ノ乗車券ナクシテ乗車シタルトキ」を挙げている⁴⁾。つまり、「キセル乗車」を含む不正乗車は、現行法上も犯罪なのである。また、本件のような不正乗車を鉄道会社が許容しないことも、また、一般的に言えば、自動改札システムの目的は、不正乗車の有無を判断することにあることも、当然のことである。

2 それゆえ、本判決の当否をめぐる問題の所在は、被告人の本件行為が鉄道会社の許容するところか否かにあるのではなく、被告人の本件行為が刑法246条の2の定める電子計算機使用詐欺罪に該当するか否かのみにある⁵⁾。

したがって、鉄道が本件行為を許容しないことや自動改札システムの目的を力説しても、それによって本件「罪となるべき事実」が電子計算機使用詐欺罪に該当することを論証したことにはならない。そんなことができるのであれば、被害者が許容せず、かつ、防犯カメラの目的が殺人の防止にもあることを論証しただけで空き巣を殺人罪で有罪とすることもできるであろう⁶⁾。

三 電子計算機使用詐欺罪の構成要件

ところで、刑法246条の2後段の構成要件は、「財産権の得喪若しくは変更に係る虚偽の電磁的記録を人の事務処理の用に供して、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた」である。

「財産権の得喪若しくは変更に係る虚偽の電磁的記録を人の事務処理の用に供して」とは、「行為者が真実に反する財産権の得喪、変更に係る(虚偽の——筆者補充)電磁的記録を他人の事務処理に使用される電子計算機において用い得る状態に置くこと⁷⁾」を意味する。したがって、本罪が成立するためには、「他人の事務処理に使用される電子計算機」に「虚偽の電磁的記録」を現実には供したことが必要である。

四 本件における自動改札機の機能

ところで、本判決も前提としている第一審判決の認定事実によれば、本件当時その犯行場所と

なった JR 東海松阪駅の自動改札機は、次のようなものであった。すなわち、「入場時に、フェアシステム K 導入改札機に磁気定期券を投入して同磁気定期券に入場情報が記録されていた場合には、フェアシステム K 未導入改札機に同磁気定期券を投入して出場する際に、同フェアシステム K 未導入改札機において入場情報が消去される。これは、次回の入場に支障を生じさせないために、入場情報を機械的に消去するものであり、出場の許可の判定において同入場情報が用いられることはない」ので、「8 月 30 日当時、近鉄松阪駅が管理する自動改札機は、フェアシステム K 未導入改札機であり、出場の許可の判定において入場情報が用いられることはなく、その具体的な内容が読み取られることもなかった」というのである（下線筆者）。

それゆえ、第一審判決は、本件当時、「JR 東海松阪駅の自動改札機による磁気定期券の改札事務処理……の対象となっていたのは、〔1〕投入された磁気定期券が有効期間内であるか否か、〔2〕磁気定期券の有効区間内に出場駅である松阪駅が含まれるか否かの 2 点のみであり、入場情報（磁気定期券を投入した旅客の入場駅及び入場時刻）は、その対象となっていなかった」と判断した。

入場情報を電子計算機が読み取らないのであるから、読み取らない入場情報は「他人の事務処理に使用される電子計算機において用い得る状態に置」くこともできないとするのが、常識的な日本語の読み方であろう。

したがって、JR 東海松阪駅の自動改札機が本件不正乗車における乗車駅の入場情報を読み取らない以上、被告人がいずれかの定期券をこの自動改札機に投入したことを以て、「財産権の得喪若しくは変更に係る虚偽の電磁的記録を人の事務処理の用に供し」とはいえない。ゆえに、本件では、電子計算機使用詐欺罪の成立は認められない。重要なのは、「自動改札機における事務処理の目的」ではなく、現実には「本件自動改札機に虚偽の電磁的記録が供されたか」なのである。

五 先例との関係

この点につき、本判決は、虚偽の情報の提供を根拠とする従来の判例とも、抵触関係に立つものと思われる。

まず、刑法 246 条の 2 前段に関するものであ

るが、他人のクレジットカード情報を送信して電子マネーを入手した事案に関する最決平 18・2・14（刑集 60 巻 2 号 165 頁）は、被告人が「クレジットカード決済代行業者が電子マネー販売等の事務処理に使用する電子計算機に、本件クレジットカードの名義人氏名、番号及び有効期限を入力送信し」としている（下線筆者）。この入力送信は、「本件クレジットカードの名義人……本人が電子マネーの購入を申し込んだとする虚偽の情報」の提供なのであるから、これは、まさに、「クレジットカード決済代行業者が電子マネー販売等の事務処理に使用する電子計算機に」、被告人が「虚偽の情報……を与え」たことを意味する⁸⁾。

振込入金の実事がないのに、部下職員に銀行支店設置のオンラインシステムの端末機を操作させ、同支店から債権者の普通預金口座に多額の振込入金をさせるなどした事案に電子計算機使用詐欺罪を認めた東京高判平 5・6・29（高刑集 46 巻 2 号 189 頁）も、被告人が、入金等の入力処理の原因となる経済的・資金的実体を伴わないか、あるいはそれに符合しない情報を現実に各銀行の電子計算機に与えたことを前提に、「虚偽の情報……を与え」たことを認めている。

キセル乗車について電子計算機使用詐欺罪を認めた東京高判平 24・10・30（高刑速（平 24）号 146 頁）および東京地判平 24・6・25（判タ 1384 号 363 頁）も、各電子計算機に現実に虚偽の情報が与えられた事案に関するものである。

まず、東京高判平 24・10・30 は、本件の舞台となった JR 宇都宮駅の自動改札機には乗車駅の入場情報を読み取る機能があり、かつ、近郊の乗車駅の中に自動改札機未設置駅があるので、「そのことは同駅の自動改札機が入場情報を読み取りの対象としないことか、入場情報の判定が事務処理の目的となっていないことを意味するものではなく、下車の際に自動改札機に投入された回数券の磁気部分に入場情報のエンコードがないことが有効区間内にある自動改札機未設置駅における入場情報に代わるものとして扱われているのであって、この自動改札システムの目的、機能に照らせば、入場情報のない別表記載の回数券を宇都宮駅の自動改札機に投入する行為は、同自動改札機に対し、当該回数券を投入した旅客がその有効区間内にある自動改札機未設置駅（岡本駅）から入場したとの入場情報を読み取らせるという意味を有

して」いるとして、本罪の成立を認めている（下線筆者）。

さらに、同一事件の往路で購入した近郊駅発の乗車券を復路の下車駅で投入して不正乗車した事案については、東京地判平 24・6・25 が、「本件乗車券は、発駅を鶯谷駅又は上野駅とし、これらの駅で入場したとの入場情報がエンコードされたものであって、復路の赤羽駅又は渋谷駅の自動精算機に投入される場面において、自動精算機の事務処理システムにおける事務処理の目的に照らし、被告人らの実際の乗車駅である宇都宮駅と異なる虚偽のものであるといえる。」と述べている（下線筆者）。

以上の検討から、本判決には、いずれも現実には「虚偽の電磁的記録」が電子計算機の事務処理の用に供されたことを根拠とするこれまでの判例に違反する（刑法 405 条 2 号、3 号）疑いが濃厚である。

六 判例変更を要する解釈か

最後に、本判決の解釈が、法令解釈として正しく、なおかつ、判例変更（刑法 410 条 2 項）を要するほどに妥当・適切であるか否かを検討しよう。

まず、入場情報が電子計算機に直接読み取られなくても、「有効な定期券である」という情報から、「その利用者が有効区間内の駅からの入場である」という情報が得られ、これが事務処理に供されたと考えて、「虚偽の情報若しくは不正な指令」の提供を認めることが考えられる⁹⁾。しかし、本件当時の JR 松阪駅の自動改札機は、そもそも入場情報を読み取らないのであるから、「有効区間内の駅からの入場である」という情報は、およそ本件電子計算機の事務処理には供されない。

次に、不正に入手した清算券で出場した場合に「清算済み」という虚偽の電磁的記録が供されたと考え、運賃清算の可否を偽ったとする構成が考えられる¹⁰⁾。しかし、本件当時の JR 松阪駅の自動改札機が、清算券の「清算済み」という電磁的記録を読み取る仕組みになっていたという証拠はない。

最後に、乗車券の有効性を偽ったという構成が考えられる。不正乗車に用いた乗車券は、旅客営業規則上、無効として回収されることになるので¹¹⁾、それを有効なものとして自動改札機に投

入したことが、「虚偽の電磁的記録」を事務処理の用に供したことにならないかと考えるのである¹²⁾。しかし、本件の自動改札機には、この「不正乗車による定期券の無効性」を読み取る機能はない。したがって、これを「虚偽の電磁的記録」の提供と認めることもできないであろう。

したがって、本判決の解釈は、結局のところ、判例変更を要するほどに妥当な解釈どころか、解釈の限界を逸脱したものであると考えられる。

●——注

- 1) 名古屋地判令 2・3・19LEX/DB25565380。
- 2) 入場情報を読み取る自動改札機である。
- 3) 「近鉄高田山本駅から近鉄松阪駅までの間又は JR 多気駅から JR 松阪駅までの間から乗車して」と認定されているのは、被告人が両区間から松阪駅までの 2 種類の定期券を持っており、どちらを用いたかが証明できなかったからである。
- 4) 加えて、同法 18 条 2 項は「有効ノ乗車券ヲ所持セス又ハ乗車券ノ検査ヲ拒ミ又ハ取集ノ際之ヲ渡ササル者ハ鉄道運輸規程ノ定ムル所ニ依リ割増賃金ヲ支払フヘシ」とし、このような不正乗車に対しては、鉄道運輸規程第 19 条により、「其ノ旅客ガ乗車シタル区間ニ対スル相当運賃及其ノ二倍以内ノ増運賃ヲ請求スルコトヲ得」とし、不正乗車により免れた運賃の合計 3 倍に当たる懲罰的賠償請求を可能としている。
- 5) 以下では、そもそも不正乗車に、鉄道営業法の罰則を超えて、詐欺罪や電子計算機詐欺罪の適用を認めるための「財産処分行為」ないしこれに類する電子計算機による「処分」が認められるか否かという問題は扱わない。
- 6) 刑法各論の学習目的は、このように「泥棒に殺人罪を適用しないこと」にあり、「各論」では、「行為の是非善悪の判断ではなく、もっと技術的な、条文に用いられている用語の専門的意味を明らかにすることが重要」なのである。松宮孝明『刑法各論講義〔第 5 版〕』（成文堂、2018 年）3 頁以下参照。
- 7) 大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法〔第 3 版〕第 13 巻』（青林書院、2018 年）186 頁〔和田雅樹〕。
- 8) この点は、本決定の原判決である大阪高判平 17・6・16 刑集 60 巻 2 号 175 頁においても変わらない。
- 9) 和田俊憲「第一審判決判批」法教 480 号（2020 年）117 頁。
- 10) 和田・前掲注 9）117 頁。
- 11) 「定期乗車券の区間と連続していない普通乗車券又は回数乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を無札で乗車したとき」（近鉄旅客営業規則 105 条 6 号）。
- 12) 和田・前掲注 9）117 頁。